

第 19 回教育委員会会議

令和 6 年 11 月 26 日
午 後 3 時 00 分
本庁舎屋上会議室

案 件

報告第38号

市会提出予定案件（その17）

報告第38号

大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項に基づき、下記のとおり教育長による急施専決を行ったので、同条第2項の規定に基づき報告する。

記

市会提出予定案件（その17）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり了承する。

（参考）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

令和 6 年 度

補正予算説明資料

〔一般会計 （第 5 回） 〕

教 育 委 員 会 事 務 局

債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度			額 後
		補 正 前	補 正	後	
生涯学習センター管理運営事業	7～11年度	億 万 千円 —	億 万 千円 85800	千円 0	

債務負担行為で翌年度以降にわたるもの
及び本年度以降の支出予定額等に関する

(新規提出分)

事 項	区 分	限 度 額	5 年 度 末 ま で の	
			支 出 期 間	金 額
生涯学習センター管理運営事業	補正前	億 万 千円 -	—	億 万 千円 —
	補正	8 5800 0	—	—
	補正後	8 5800 0	—	—

についての前年度末までの支出額
 調書

6 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳					
		特 定 財 源			税 等		
期 間	金 額	国 府 支 出 金	市 債	そ の 他			
	億 万 千 円	億 万 千 円	億 万 千 円	億 万 千 円	億	万	千 円
-	-	-	-	-			-
7～11年度	8 5800 0	0	0	0	8	5800	0
7～11年度	8 5800 0	0	0	0	8	5800	0

令和6年度 第5回補正予算案について

○ 予算額

債務負担行為の設定（設定期間 令和7～11年度） 限度額 858,000 千円

○ 内容

（1）指定管理者の指定に伴う債務負担行為の追加（生涯学習センター）

大阪市立総合生涯学習センター、阿倍野市民学習センター、難波市民学習センターについて、現指定管理者の指定期間が令和6年度末に終期を迎えることに伴い、令和7年度からの指定管理者を令和6年12月に指定するため、指定期間中の業務代行料の債務負担行為を設定する。

【参考】

○議案第190号 指定管理者の指定について（大阪市立総合生涯学習センターほか2施設）
大阪市立総合生涯学習センターほか2施設について、次のとおり指定管理者を指定する。

1 センターの名称

大阪市立総合生涯学習センター

大阪市立阿倍野市民学習センター

大阪市立難波市民学習センター

2 指定管理者

大阪市中央区船場中央4丁目1番10-203号

一般財団法人 大阪教育文化振興財団

3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

○業務代行料（公募結果）

857,578 千円/5年 （約 171,516 千円/年）